

新型コロナウイルス感染症対策（子ども・子育て関連）

1 主な子ども・子育て関連施設の運営状況について

（令和2年3月～5月）

施設	運営状況	主な対策
①保育所・認定 こども園・小 規模保育事 業所	4月13日まで通常保育 4月14日から5月31日まで登園自粛要請（開所時間 は通常どおり） 6月1日から通常保育の再開	登園時の検温。職 員へマスク配布。 消毒液の設置。三 密対策
②幼稚園	4月14日まで通常保育、自由登園等。預かり保育実施 4月15日から5月17日まで登園自粛要請。預かり保 育実施 5月18日から5月31日まで自由登園。預かり保育実 施 6月1日から通常保育の再開	登園時の検温。 職員へマスク配 布。消毒液の設 置。三密対策
③放課後児童 クラブ	3月2日から一斉休校に伴い、3月4日から自主登校教 室終了後の受け入れ（公設のみ）、民営クラブは1日開所 4月16日から5月31日まで登所自粛要請 6月1日から通常開所	職員へのマスク の配布。消毒液の 設置。三密対策
④児童館	3月1日から5月31日まで休館 6月1日から再開（一部利用制限有）	
⑤つどいの広場 （MAH）	3月2日から5月31日まで休館 6月1日から再開（一部利用制限有）	
⑥子育て支援 センター	2月26日以降のイベントを中止 4月20日から5月31日まで来所相談を中止し、電 話相談により対応 利用者支援事業（るりあん）は、予約訪問のみ実施	
⑦ひまわり園 （児童発達支 援施設）	3月7日から6月19日まで土曜日の園開放中止 4月20日からクラス編成を変更し療育時間を短縮、 6月29日から通常療育再開	

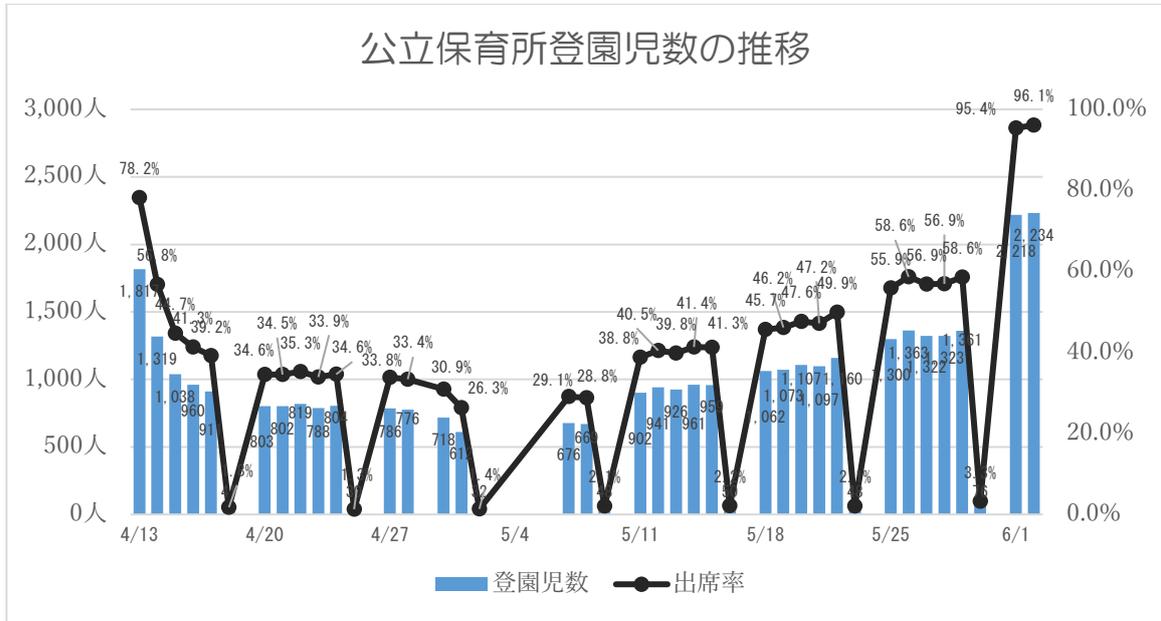
【参考】小学校の運営状況

臨時休校	3月2日から5月22日まで
学校再開準備期間	5月18日から5月22日まで
学校再開	5月23日から6月2日まで
通常授業	6月3日から
自主登校教室	3月4日から5月22日まで
夏休み期間	8月1日から8月16日まで

【参考】保育所・児童クラブ自粛期間中の利用状況

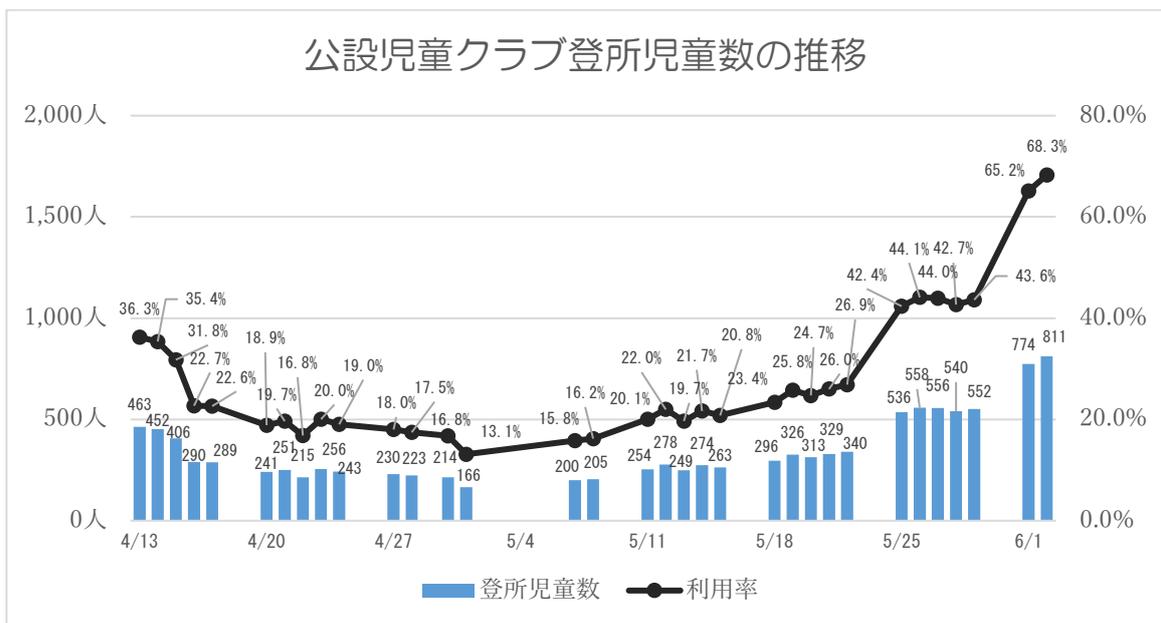
①保育所（公立）

日にち	登園児童数	出席率	日にち	登園児童数	出席率
4/13（登園自粛要請）	1,817人	78.2%	5/14（国緊急事態宣言解除）	961人	41.4%
4/14（自粛要請開始日）	1,319人	56.8%	5/25（国緊急事態宣言全解除）	1,300人	55.9%
4/16（国緊急事態宣言）	960人	41.3%	6/1（自粛要請解除）	2,218人	95.4%



②児童クラブ（公設）

日にち	登所児童数	利用率	日にち	登所児童数	利用率
4/13（登所自粛要請）	463人	36.3%	5/14（国緊急事態宣言解除）	274人	21.7%
			5/25（国緊急事態宣言全解除）	536人	42.4%
4/16（自粛要請開始日）	290人	22.7%	6/1（自粛要請解除）	774人	65.2%



2 子育て世帯支援施策について（新型コロナウイルス感染症対策）

施 策	内 容
幼稚園・保育所・認定こども園の給食費の無償化（豊川市独自）	市内在住で幼稚園・保育所・認定こども園に通う3～5歳の園児の給食費（主食・副食費）を無償とする。 （令和2年8月分から令和3年3月分まで）
市内小中学生に図書カードを配布（豊川市独自）	臨時休校中の家庭学習を支援するため、市内の小中学生に1人2,000円分の図書カードを配布する。（令和2年5月実施）
市内小中学生の就学援助制度認定家庭への上乗せ補助	就学援助制度認定家庭に対し、4月・5月分の給食費未実施相当分を就学援助費に上乗せ支給。
保育所・放課後児童クラブ等利用自粛要請に伴う利用料等の日割計算	保育所、児童クラブの利用者に対し、市からの利用自粛要請に基づき登園・登所を控えた場合、利用日数に応じて日割利用料を軽減。
子育て世帯臨時特別給付金（国制度）	令和2年4月分の児童手当受給者へ、対象児童1人につき10,000円を支給。
ひとり親世帯臨時特別給付金（国制度）	低所得のひとり親世帯（児童扶養手当の受給者等）に対し、50,000円（追加給付30,000円）を支給。

【参考】国・県の対応まとめ

- 2月25日 国が「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針発表」
（以降の本市イベント等が中止となる。）
- 2月28日 「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」文部科学事務次官通知
- 3月14日 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正
- 3月26日 政府対策本部設置
- 4月10日 愛知県独自の緊急事態宣言
- 4月16日 国が全国に緊急事態宣言を発出、愛知県を特定警戒都道府県に指定
- 5月14日 国が愛知県の緊急事態宣言を解除
- 5月25日 国が東京都等の緊急事態宣言を解除（すべての都道府県解除）
- 5月26日 愛知県独自の緊急事態宣言を解除
愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針策定

3 現在実施中の新型コロナウイルス感染症対策について（子ども・子育て支援）

施設	主な対策
①幼稚園・保育所・認定こども園等	<ul style="list-style-type: none"> ・登園時の検温、健康状態の確認 ・手指消毒液の設置、手洗いの励行 ・消毒液によるおもちゃ、ドアノブ、机・イスなどの消毒 ・マスク着用（職員） ・定期的な換気の実施 ・園行事の中止、縮小等 ・集団遊び、飲食時など生活や活動の中で密を避ける工夫 ・非接触型体温計の配備 ・外部来園者（保護者、業者）の検温、手指消毒
②放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒液の設置、手洗いの励行 ・消毒液によるおもちゃ、ドアノブ、机・イスなどの消毒 ・マスク着用（職員、児童の着用推奨） ・定期的な換気の実施 ・集団遊び、飲食時など生活や活動の中で密を避ける工夫 ・非接触型体温計の配備
③児童館、つどいの広場	<ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒液の設置 ・消毒液によるおもちゃ、ドアノブ、机・イスなどの消毒 ・小学生以上のマスク着用 ・来館者記録の厳密化（連絡先の把握） ・定期的な換気の実施 ・イベントの中止 ・非接触型体温計の配備
④子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口、相談室へのパーティション設置 ・手指消毒液の設置 ・定期的な換気の実施 ・非接触型体温計の配備

4 その他新型コロナウイルス対策に関連すること

(1) 放課後児童クラブ

■ 夏休み期間の短縮による措置（公設児童クラブ）

夏休み期間が「7月21日～8月31日」から「8月1日～8月16日」に短縮されたことから、以下のとおり対応。

- ・夏休み中の開所日数が実質8日間（土日、お盆を除く）となったことから、例年実施している夏休み期間限定利用申込を本年度は行わず、途中入所申請受付による対応とした。
- ・通常、月額13,000円としている8月利用料を、他月と同額（7,500円）とした。